

# 2019年にNISA口座またはジュニアNISA口座で 購入した投資信託をお持ちのお客さまへ

拝啓

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2022年12月16日(金)の令和5年度税制改正大綱の中で、NISA新制度の概要が公表され、  
現行NISA制度は2024年1月に大きく改正される予定です。

上記に伴い、「投資信託のお取引【取引残高報告書(照合通知書)】」に掲載しております一部ご説明  
内容が以下の通り変更となります。

## 変更箇所

「2023年12月末に非課税期間が満了するNISA口座の明細」に係るご説明(以下イメージ図赤枠内)

(※)翌年の非課税投資枠の設定有無でご説明内容が2パターンに分かれております。

### 投資信託のお取引【取引残高報告書(照合通知書)】

投資信託口座番号：0000000(作成基準日：2023年 3月31日)

□2023年12月末に非課税期間が満了するNISA口座の明細

NISAの非課税期間は最長5年間です。  
2023年12月末に非課税期間が満了する2019年分のNISA口座の明細をお知らせします。

#### 翌年の非課税投資枠の設定があるお客さま

5年間の非課税期間満了後は、解約する以外に次のいずれかをお選びいただけます。

- ①2024年から設定される非課税投資枠へ移行し、投資を続ける(ロールオーバー)。
  - ②課税口座(特定口座を開設しているお客さまは特定口座)に移行して投資を続ける(※)。
- ※非課税期間が満了するNISA口座の明細と同一の明細を一般口座で保有しているお客さまは、  
一般口座に移行されます。

#### 翌年の非課税投資枠の設定がないお客さま

5年間の非課税期間満了後は、課税口座(特定口座を開設しているお客さまは特定口座)に  
移行されます(※)。

※翌年設定される非課税投資枠への移行(ロールオーバー)をご希望の場合、2023年以降の  
非課税投資枠の設定が必要です。

※非課税期間が満了するNISA口座の明細と同一の明細を一般口座で保有しているお客さまは、  
一般口座に移行されます。

## 変更後

5年間の非課税期間満了後は、課税口座(※)へ自動的に移行されます。

**2024年に設定される非課税投資枠への移行(ロールオーバー)はできませんのでご注意ください。**

なお、非課税期間満了までに売却することも可能です。

(※)特定口座を開設しているお客さまは特定口座へ移行されます。ただし、非課税期間が満了するNISA口座の明細と同一の明細を一般口座  
で保有している場合は、一般口座に移行されます。

2024年以降の新しいNISA制度については、裏面をご参照ください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 2024年以降のNISA制度について

2024年以降、NISA制度は制度・非課税期間が無期限となり、より魅力的な制度へ変わります。さらに、現行のNISAは「成長投資枠」、つみたてNISAは「つみたて投資枠」に変わり併用することが可能となります。

勘定の呼称	2023年までのNISA		2024年からのNISA	
	NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
制度期間	2014年～2023年	2018年～2042年	無制限	
非課税期間	最長5年間	最長20年間	無制限	
年間の投資上限額	120万円	40万円	240万円	120万円
非課税保有 限度額(総枠)	600万円	800万円	合計 1,800万円 <sup>(※1)</sup> 内、成長投資枠の上限額は1,200万円	
各勘定の併用	不可 ※年単位でいずれかの勘定のみ利用可能		可 ※同年に両勘定の同時利用可能	
購入方法	一括／つみたて	つみたて	不変	不変
当行での 対象ファンド	株式投資信託 (制限なし)	つみたてNISA 専用ファンド	株式投資信託 (制限あり) <sup>(※2)</sup>	不変 (つみたてNISA 専用ファンドと同様)

詳しくはこちら



(※1) 残高を売却することで、売却をした翌年に非課税保有限度額(総枠)の再利用が可能となります。

(※2) 次のすべての条件を満たすものが対象となります。「①信託期間が20年以上または無期限であること②高レバレッジ型でないこと③毎月分配型でないこと」

## 2023年までに開設されたNISA・つみたてNISAの取扱い

2023年12月末までに 購入したNISA・つみたて NISA残高の取扱い	2023年まで		2024年から	
	NISA	つみたてNISA	NISA	つみたてNISA
非課税期間	5年間	20年間	不変 (非課税期間満了まで引き続き非課税で保有可能)	
ロールオーバー	可	不可	不可	不変
新制度の非課税保有 限度額(総枠)への算入	—	—	算入されない	

### 【制度改正イメージ図】

